

平成27年度から

## 軽自動車税の税率が変わります

税制改正にともない、平成27年度より軽自動車税が下表のとおり改正されます。

また、3輪及び4輪以上の軽自動車のうち、新車登録から13年を経過した車両については、平成28年度から経年重課が適用されます。

※ただし、今後の税制改正により税額が変更となる場合があります。

### ◆使用していない車両は

#### 廃車の手続きを

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。使用していない車両がありましたら、お早めに廃車や名義変更の手続きを行ってください。



### ◆新車登録の確認方法

新車登録(検査年月)は自動車検査証に記載してあります。なお、初年度検査が平成15年10月14日以前の車両の場合、検査年のみの記載で検査月が記載されていません。その場合には、その年の12月を検査年月とします。

### ◆経年重課車両

平成14年以前に新車登録された軽自動車は、平成27年12月(平成27年度中)に13年を経過するため、平成28年度より経年重課税率が適用されます。経年重課税率について、軽4輪(自家用・乗用)の例を坂東市ホームページ内で掲載しています。ご確認ください。

ホームページアドレス

<http://www.city.bando.jp/>

## 平成27年度以降の税額表

### ■原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪の軽自動車・小型自動車の税額

種別		税額(年額)	
		改正前 (平成26年度まで)	改正後 (平成27年度から)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	2,000円
	125cc以下	1,600円	2,400円
	3輪以上 20cc超 50cc以下(ミニカー)	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2輪	1,600円
		4輪	1,000cc以下
	1,000cc超		3,100円
特殊作業用(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円	
軽自動車	2輪 125cc超 250cc以下	2,400円	3,600円
	ボートトレーラー		
2輪の小型自動車 250cc超		4,000円	6,000円

### ■3輪以上の軽自動車の税額

種別		税額(年額)			
		改正前 (平成26年度まで)	改正後		
			(1)平成27年3月31日以前に新車登録をした車両	(2)平成27年4月1日以降に新車登録をした車両	(3)新車登録から13年以上経過した車両(経年重課・平成28年度以降)
3輪のもの		3,100円	3,100円	3,900円	4,600円
4輪以上のもの	自家用	乗用	7,200円	7,200円	10,800円
		貨物	4,000円	4,000円	5,000円
	営業用	乗用	5,500円	5,500円	6,900円
		貨物	3,000円	3,000円	3,800円

■お問合せ 課税課 岩井仮設庁舎 内線 1758